

論文

「ヘイトスピーチ」規制：何が問題なのか —『歴史認識問題研究』第7号小島報告を受けて—

岡島 実（弁護士・元日弁連人権擁護委員会副委員長）

はじめに

本誌第7号に小島新一産経新聞大阪正論室長による、岸和田市の不動産会社（フジ住宅）の従業員が同社を被告として提起した損害賠償請求訴訟の一審大阪地裁堺支部判決についての報告（「フジ住宅・在日韓国人従業員訴訟判決がはらむ、「ヘイト認定」の危険性」）が掲載された。筆者は本訴訟に関して部外者であるが、いわゆる「ヘイトスピーチ」に対する法規制の問題に法律家の立場で若干の関心を持っていることから¹、小島報告も興味を持って読ませていただいた。他方で、そこで指摘されている「危険性」という小島氏の問題認識それ自体が持つ「危険性」について、若干の懸念を感じた。本稿は、この筆者の「懸念」について多少掘り下げて検討することによって、いわゆる「ヘイトスピーチ」規制が孕む問題点について、一定の整理を試みようとするものである。

念のため予め断っておけば、同報告の趣旨はジャーナリズムの観点から、上記判決に対する違和感を率直に表現したもので、参考になる点も多く、そのことを批判する意図はない。筆者が問題を感じているのは、そのような違和感の前提をなしている法規制や言説構造の枠組みをできるだけ正確に認識してかからないと、「ヘイトスピーチ」規制を拡張してわが国の言論を不当に支配しようとしている勢力の思惑にはまってしまうおそれがある、という点である。事実、小島報告も指摘するように朝日新聞や毎日新聞といったメディアは、そのような方向でこの事案を利用しようとする姿勢が顕著に見られる。我々にとって必要なのは、そのような不当な言論支配を許さない理論的根拠を、できるだけ正確に把握しておくことであろう。

なお、欧米における「ヘイトスピーチ」規制の問題は、反ユダヤ主義や宗教対立等に起源を持つ相当に根の深い問題で、21世紀に入ってから国連における論議に端を発して問題となってきたわが国の規制とは様相を異にしている。わが国における論議は、そのような欧米における根深い論議をいわば借用する形で、ごく近年になって進展してきたものであるが、そのような沿革についての考察は今後の課題として、本稿の考察の範囲外とさせていただくことをお断りしておく。

1 いわゆる「ヘイトスピーチ」規制法の意味と射程

(1) 「ヘイトスピーチ」という語の危険性

初めに注意しておくべきことは、わが国で「ヘイトスピーチ」という語は法律用語として定着した語ではないということである。この点は、法規制について考える上では重要な問題である。法律家の感覚から言えば、定義もはっきりせず、外延も内包もよく分からない語について考えることはそもそもできない。

わが国で「ヘイトスピーチ」という語が法的な用語として登場したのは、平成28年の大阪市条例（大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例）が最初と思われる。それ以外にわが国の法的な文書でこの語を使用した例は見当たらない。かえって同年に同条例と類似した目的で制定された法律（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律、以下「差別的言動解消法」）にはこの語は用いられておらずⁱⁱ、その後に制定された川崎市条例（川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例）は、同法の用語と定義を引用する形をとっている。今後各地で類似の条例が制定される場合、用語と定義に関しては川崎市と同様の規定をする場合が多くなるだろう。このことは、わが国で「ヘイトスピーチ」という語が法律用語としては定着していないことを示すとともに、この問題を法的に考える場合、この語を拡張的に定着させたいと考えるのでなければ、できるだけこのようなあいまいな語は用いない方がよいことを示唆している。

この点、欧米では一応法律用語としての位置付けはあるようであるが、使われるようになったのは比較的最近のことであり、用語としての位置付け自体、生成途上の感がある。例えば手許にある辞典類では、田中英夫編『英米法辞典』（1991年東京大学出版会）には採録されておらず、英米法のハンディな法律用語辞典であるBARRON'S LAW DICTIONARY 6TH edition（2010年）ではHATE CRIMEの説明がCRIMEの項目中に出てくるが、HATE SPEECHは見当たらない。より大部のBLACK'S LAW DICTIONARY 9th edition（2009年）でようやく、speechの項目中にhate speechの説明が出てくるⁱⁱⁱ。その説明は次のようになっている。

Speech that carries no meaning other than the expression of hatred for some group, such as a particular race, esp.in circumstance in which the communication is likely to provoke violence.（特定の人種等、何らかの集団に対して、特に暴力を煽動する示唆を伴う状況の下においてなされる、当該集団に対する憎悪の表現以外に何らの意味も持たない言論）

この説明は「憎悪の表現以外に何らの意味も持たない（carries no meaning other than the expression of hatred）」という限定的なものであり、これに当てはまる表現は相当に限られてくるだろう。こうしてある程度意味の明確な定義があってはじめて、法律用語としては一応安心して使うことができるのである。

これに対してわが国では、そのような定義のはっきりしない語がジャーナリズム等の領域で広く使われるようになってきているが、その意味内容を明確に自覚して使用しているようには思われない。本判決で、そもそも「ヘイト表現」とは何なのか、またある表現が「ヘイト表現」かどうかという、問題整理の出発点となるべき問題があいまいなまま、ジャーナリズム上の議論が進行していることが、その証左である。

そしてまさにそのような意味内容のあいまいな語であるからこそ、それを限定的に使うこともできれば、拡張的に使うこともできる。そのあいまいさにつけ込んで、それを次第に拡張させようとする（ただし自己の都合のよい特定の方向に対してのみ）のが、不当な言論支配を目論む勢力の思惑であると考えられる。

したがってこの語を使用する場合には、こうした危険を伴う語であることを自覚して使うことが必要であろう。小島報告の「ヘイト認定」という表題を見て初めに感じた懸念は、このようなことである。

（２）差別的言動解消法の適用範囲と射程

差別的言動解消法は、同法にいう「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義を定めている（同法2条）。それによれば、①専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的でなされた表現であること（表現の目的）、②公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する表現であること（表現の態様）という要件が定められている。これは表現の目的と態様の両面から規制の対象を絞り込むもので、適用範囲はかなりの程度限定されている。前述したBLACK'S LAW DICTIONARYの説明と、概念としては概ね重なると考えてよい。

前述したように、筆者は「ヘイトスピーチ」やこれに類する語を安易に使うべきでないと考えるが、仮に使う場合は、差別的言動解消法の定義に準じて、できるだけ限定的な意味で使うべきである。そうすれば、①「専ら差別的意識を助長し又は誘発する」という「表現目的」が必要であるから、例えば、慰安婦問題に関して元慰安婦と称する人物が虚偽の証言を行ったことを批判する論説など、一般の論壇誌や新聞紙上で公表される論説は通常これに当たらないし、かつ、②「生命等に対する危害の告知や著しい侮辱」という「表現態様」が要件となるから、これも、一般に公表される論説がこれに該当することは考えにくい。該当することが考えられるのは、ある種の政治集団がデモやビラ、横断幕等で行う表現であろう。こうした表現以外の、一般の論壇誌や新聞紙上の論説が、相応の論拠をもって多少強い表現で本邦外出身者を批判・非難したとしても、例外的に極端な表現をしない限り、たとえば本邦外出身者の犯罪増加を憂慮したり、韓国や北朝鮮の政治状況を強く批判するような表現について、ある種の政治集団の言動とは区別することができるし、これらを一つの表現類型に一括りにすべきではない。

事実後述するように、本判決⁴⁶は、ある表現が「ヘイトスピーチ」に当たるかどうかなどという判断をしていないし、表現それ自体の違法性を認めたものでもない。こ

の点について、朝日新聞等の一部メディアの記事は明らかに誤導的である。したがって少なくともこれに批判的な立場に立つ側は、できるだけそのような論法に乗らないようにすることが必要であろう。

2 フジ住宅訴訟一審判決の意味

(1) フジ住宅訴訟一審判決は「ヘイト認定」をしたものではない

フジ住宅訴訟は会社側の3点の行為の違法性が問題とされたものだが、本稿で考察の対象とするのは、その内の第1点目（会社が従業員教育の一環として従業員に新聞、雑誌、図書の抜粋のコピーなどを配付した行為を違法だと従業員が主張した点）についてである。その他の点は、本稿における直接の考察の対象とはならない。

どのような文書がどのような態様で配付されたかは、小島報告が詳しく述べているとおりであるが、要するに、歴史認識問題に関する中国・韓国・北朝鮮の主張やこれに同調する国内勢力に対し、強い表現で批判する内容の文書を中心として、相当の分量（判決の認定によれば490件）が配付されたとのことである。従業員側は、①このような内容の文書をこのような態様で配付すること自体が、差別的言動として違法である、②会社の業務と直接関係がなく、当該従業員にとって人格侵害性のある内容の文書を大量に配布する行為は、労働契約上の労働環境配慮義務に反する行為である、という主張をした。

本判決は、上記のうち①の主張を退けたが、②の主張を認め、配付行為の違法性を認めたものである。

①の主張は、配付文書の表現内容そのものが差別的で違法あるとする主張で、これが認定されれば「ヘイト認定」という語を用いるのが適切かどうかは別として、そのような評価が当てはまるのであるが、本判決はそのような主張を退けたのである。判決文から関連する判示を以下に引用する⁹。

…人種差別撤廃条約が定める差別や、差別的言動解消法が定める差別的言動に該当することを理由とする民事上の損害賠償請求は、同条約や同法を直接の根拠とすることはできず、民法709条等の個別の規定の解釈適用を通じて、当該表現の内容が個人の権利又は法律上保護された利益を侵害すると認められることが必要と解される。（中略）

（配付文書は）韓国籍を有する原告を具体的に念頭において記述されたものでないことは明らかであり、…被告会社の従業員の普通の注意と読み方を基準としても、原告個人をも侮蔑し、被告会社において疎外することを内容とするものと読み取ることはできない。（中略）

したがって、本件文書①の中に、(ア)仮に人種差別撤廃条約及び差別的言動解消法等が定める人種差別や民族差別を内容とする差別的言動若しくは人種差別や民族差別を助長する表現と評価できる表現が含まれているとしても、それを配付した行為をもって、直ちに(イ)原告に対する差別的言動として違法であると

評価することはできないというべきである。

要するに、配付文書は違法な「差別的言動」には当たらない、としたのである（下線部イ）。ただし、引用中の下線部アは微妙な表現であり、読みようによっては誤解を招くおそれもある。しかし、この部分の判決文としての一般的な読み方は、「裁判所は、当該文書に差別的言動に当たる表現が含まれているかどうかについて判断していない」というもので、この判示を根拠に「ヘイト認定をした」と読むことはできない。

（２）本判決における「違法性認定」の意味

本判決は、会社による文書配付が、「労働者の国籍によって差別を受けない人格的利益を具体的に侵害するおそれがあり、その態様、程度がもはや社会的に許容できる限度を超える場合」には、労働契約上使用者に課せられた一種の環境配慮義務の違反として、違法（労働契約上の義務違反）となる、としたものである。要するに、会社と従業員という支配関係の下で、業務と直接関係のない、韓国・北朝鮮等を強く批判する文書を相当に多量に配付したので、韓国籍の従業員としては、自分が差別されるのではないかと不安になるだろうから、職場における行為としてはやり過ぎで、不適切だと判示したのである。

本判決のこのような認定が適切かどうかは、直接証拠資料に当たっていない筆者には判断できない。控訴審で一審とは異なる判断がなされる可能性もある。ただ、一般論としてこのような判断枠組みで裁判所が評価することは、法律家としては想定の内にある。本稿で指摘しておきたいのは、本判決の認定が適切だったかどうかではなく、上記の認定もまた、配付文書の「ヘイト認定」をしたものではない、ということである。

本判決は、会社の文書配付について、配付の目的・必要性、配布物の内容や量、配付方法等の配付態様、受講の任意性、労働者の受けた負担や不利益等の「諸般の事情から総合的に判断して」、当該文書の「職場における配付行為」が社会的に許容できる限度を超える、としたのである^{vi}。決して文書の内容だけに着目して違法性を認めたものではない。したがって、本判決のこの認定をもって、配付文書の「ヘイト認定」をしたと評価することはできない。

もっとも本判決は、配付文書の中に「中韓北朝鮮の国籍や民族的出自を有する者に対して（中略）激しい人格攻撃の文言を用いて侮辱したり」するものと判示しているので^{vii}、その限度では、配付文書に対して「不適切な文書」という価値評価をしていると言える。しかし、この判示も、「ヘイトスピーチ」ないし「ヘイト表現」等の語について、前述したような限定的な意味に解し、それに該当するかどうかという基準で評価すれば、決して「ヘイトスピーチ」ないし「ヘイト表現」に当たると判示したものではない。あくまで、配付文書のような韓国・北朝鮮等を強く批判する文書を多量に配付すると、韓国籍の従業員は差別されるのではないかと不安を覚えるので、あまりそういうことをやり過ぎてはいけない、と言っているのに過ぎない

のである。

これに対して、「ヘイトスピーチ」やこれに類する語を、その意味内容に無自覚に用いると、その該当範囲が、たとえそれと意図しなくても拡張していき、これを意図的に拡張して用いようとする勢力の土俵に乗って議論する結果に陥るのではないかと思われる。次項ではそうした例について若干の検討を行い、「ヘイトスピーチ」規制に関する議論の整理を試みたい。

3 「ヘイトスピーチ」規制の議論の方向性はいかにあるべきか

(1) 拡張論者の思惑

拡張論者とは何か

学界、司法関係者、メディア等の一部に、「ヘイトスピーチ」やこれに類する語を拡張的に用いることによって、近隣諸国や在日外国人等に関する言説に関して不当な言論支配を目論んでいる勢力があることは明らかであるように思われる。ここで「不当な」というのは、近隣諸国（具体的には中国・韓国・北朝鮮）の対日政策や歴史認識等、あるいは在日外国人（特に韓半島系）が渡日した経緯や日本社会との歴史的関わりに関して、正当な論拠を持った検討や批判的言説を封じ込めようとする意図がある、少なくともその効果を狙っていると考えられるからである。また「言論支配」というのは、言論それ自体の説得力によって優劣を競うのではなく、法的制裁の威嚇や当該勢力の考える倫理観に反するという非難を伴う言動によって、反対言説を封じ込めようとする意図が認められるからである。ここではこうした勢力を「拡張論者」と呼ぶ。

拡張論者の目論み

拡張論者は、前述したような「ヘイトスピーチ」という語のあいまい性を利用して、二つの点でこの語の持つ効果を、彼らの目論む方向に押し広げようとしている。一つは、この語に該当する言説の範囲（外延ないし適用範囲）の点であり、二つめは、この語に該当するとされた言説に向けられた効果の点である。

第一の点は、前述したような差別的言動解消法の適用範囲を超えて、「ヘイトスピーチ」ないし「ヘイト」という語を拡散させようとする動きである。この点は、法律問題として議論する場合には、法の具体的定義があるため、一般には分かりにくいかもしれないが、議論のあり方は比較的明確である。問題になるのはジャーナリズムにおける用法である。言うまでもなく、ジャーナリズムで用いられる語は明確に定義されたテクニカルタームとは異なり、内包も外延もあいまいな一般用語として用いられている。そこに倫理的色彩が伴うと、その外延を無限定に拡張させつつ、レッテル貼りの用語として用いることができる。「差別主義者」「レイシスト」などの語が、そのようなレッテル貼り用語として用いられるようになっているのは周知のとおりである。「ヘイト」という語も、これに類したレッテル貼り性を備えつつあるように見える。他方でそのようなレッテル貼り用語としての用法が、法律問題としての議論に

も反映して、相乗効果を生じている場合も見られる。

第二の点は、差別的言動解消法や各地の条例において、「ヘイトスピーチ」と認定された言動に対する法的効果（デモ行進や集会場使用の禁止、罰則、損害賠償請求など）を持たせようとする動きである。川崎市の条例において、一定の行為に対する罰則が設けられたことは報道等で知られている。一般に、こうした法的効果は、その適用範囲を厳格に限定しなければ用いることはできない。表現行為を権力的に制限する効果を持つので、適用範囲を厳格に限定しなければ、明らかに表現の自由（憲法21条1項）の侵害に当たるからである。他方で、このような動きが第一の点とあいまってジャーナリストに利用されると、次のようなことが起こる。それは、こうした法的効果が「ヘイトスピーチ」に課せられたことが、その意味するところを明確にしないまま報道等で伝えられると、「ヘイトスピーチ」は倫理的非難に値する行為であるという一般的観念が形成される。このことが、前述したレッテル貼り効果と合わさると、そのようなレッテル貼りをされた言説に対し、その内容に関係なく、倫理的非難に値する言説であるかのような見かけを付与することができる。そのような見かけを付与すれば、法的効果とは無関係に、倫理的非難の力によってその言説を抑圧することができる。一種の呪術的效果とも呼ぶべき効果が生じるのである。

こうした動きの2、3の例を次項で検討するが、ここで一点付言しておく、このような動きの背景には、明治以降のわが国と近隣諸国との関係に関する歴史認識の問題が関わっている、という点にも留意する必要がある。拡張論者が上記のような不当な言論支配を目論むことができるのは、その背景に侵略史観と呼ぶべき彼らの歴史認識があり、そのような歴史認識に基づいて、自らの言説の優越性を信じているからである。そしてそのような歴史認識は、1946年憲法前文によって、法的にも正当化されているという構造がある^{viii}。その意味で、この問題は歴史認識の問題でもあり、1946年憲法体制の問題でもあるのである。

（2）拡張論の実例

日本弁護士連合会会長声明の例

拡張論の実例として初めに検討したいのは、日本弁護士連合会会長が平成28年5月10日に発出した会長声明^{ix}である。同声明は、差別的言動解消法の制定を機に、これを歓迎するとともに、その適用範囲を「本邦に適法に居住する者」以外（つまり不法入国・不法滞在者）にも拡張すべきことを主張するものである。これは前述した第一の点に関する拡張論の典型であるが、ここで注目したいのは、声明の中の次の表現である。

ヘイトスピーチは、個人の尊厳を著しく傷つけ、差別や偏見を醸成するものであることからその防止が求められているのであり、個人の尊厳や差別を受けない権利は、在留資格の有無にかかわらず等しく保障されなければならない人権である。

ここで同声明が「ヘイトスピーチ」と呼んでいるのは、「人種的差別や人種的差別を煽動・助長する言動」（第二段落）であり、差別的言動解消法の定義より格段に広い範囲の言動を含んでいる（前述したBLACK'S LAW DICTIONARYの説明に比較しても、いかにあいまいに拡張されているかに注目いただきたい）。この点も第一の拡張論の典型であるが、上記の表現は、そのように適用範囲が拡張された「ヘイトスピーチ」が、特段の論証のないまま「個人の尊厳を著しく傷つけ、差別や偏見を助長するもの」と説明されている。この説明の後半部分は、定義の同語反復であるから無意味な説明であるが、前半部分は、そのような定義から無論証的に「個人の尊厳を傷つける」という倫理的非難を帰結することを意図した説明である。

要するに上記の説明は、前項で説明した第一の拡張と第二の拡張の効果を合わせた、一種の呪術的效果を持たせることを意図したものなのである。さらにこの声明は、第一の拡張の点のところで述べたような法律問題として、法的適用範囲の拡張を主張する論でもある。

我々は、「ヘイトスピーチ」という語に関して、日弁連会長という法律家団体の代表者の地位にある者の名による公的な主張として、このように不当な言論支配の効果を持つ言説が流布されていることに、強い危機感を持つ必要があるだろう。

朝日新聞記事の例

次に拡張論の2例目として、本判決に関する朝日新聞（デジタル版）の2020年7月2日付け記事^xを検討する。一般に新聞記事は、見出しによる印象形成が大きな意味を持つ。多くの読者は、特に関心を持っている問題でなければ見出ししか読まず、本文まで読んでもリード部分の数行しか読まないと考えられるからである。したがって新聞記事では見出しと本文冒頭数行の書き出しが重要と言える。そこでここでは、同記事の見出しと本文冒頭の数行を検討する。

この記事の見出しは、「ヘイトめぐり、フジ住宅会長らに賠償判決 職場で文書」というものである。ここにはあまり説明も要らないほど、拡張論者の意図が明確に現れている。まず言うまでもなく、この見出しで「ヘイト」の意味するところはあいまいである。本文冒頭1行で「「在日は死ねよ」などのヘイトスピーチ」とあるので、このような例によって示される表現を指していることは理解できるが、その内包も外延もまったく不明な用法である。つまりこの記事は、「ヘイト」ないし「ヘイトスピーチ」という語を、一般用語としてはその意味が共通に了解されたものという前提に立って、記者が理解する意味を一方的に含意させて使用している。その意味は読者には説明されず、各自で推測することが求められているのである。そしてその一方でこの見出しは、「ヘイトめぐり ……賠償判決」とあるので、その意味は不確かながら、会社が「ヘイト」と呼ばれる行為で賠償を命じられた、つまり違法な行為を行ったことが示唆される。そこでは「ヘイト」が賠償を要する違法行為として言及されているのである。前述した「呪術効果」の典型例と言える。

次に本文冒頭では、「「在日は死ねよ」などのヘイトスピーチを含む文書」という説明がなされる。「ヘイトスピーチ」の例として「在日は死ねよ」という表現を挙げているのであるが、そのような表現例とともに、配付された文書が一括して違法性を有

するかの如き印象を与える表現がなされている。これは、上記の「呪術効果」を強化しつつ、その効果を配付された全文書に及ぼすことを意図したとみられる表現である。

そして、こうした表現が賠償を要する違法行為として言及されることによって、配付された全文書に「反倫理的なもの」という倫理的非難の色彩を付与し、その圧力によって、小島報告が引用するような一般紙や論壇誌に掲載された、それ自体では何らの違法性も反倫理性もない言説に対しても、これを抑圧する効果を与えているのである。

さらに付言すれば、見出しでは被告会社が実名で言及されている。こうした、社会的影響力がさほど大きいとは言えない会社内の民事紛争で、実名を挙げるのは異例であろう。これは一種の懲罰的效果をも意図したものと言える。その意味でも、この記事の不当性は際立っているのである。

本訴訟原告支援団体の例

本訴訟原告の支援団体については、本訴訟を提起すること自体が「ヘイトスピーチ」の拡張を意図したものと考えられるから、その言説の多くを検討する必要はなく、一点だけ指摘しておく。同団体は、「ヘイトハラスメント」なる造語を作り、団体名にもこの造語を冠して、ホームページを作成している^{xi}。それは、このような造語によって、語のあいまいさと、そのあいまいさによる外延の拡散効果をさらに拡大しつつ、「ヘイト」という語の呪術効果を増大させることを意図したものと言える。

(3) 結論：「ヘイトスピーチ」規制の議論のあり方

本稿の一応の結論として、「ヘイトスピーチ」規制に関する議論のあるべき方向性を2点に要約しておく。

第1、「ヘイトスピーチ」やこれに類する語は、わが国においてはできるだけ用いないことが望ましく、用いる場合は、その意味内容を自覚しつつ、できる限り限定的な意味で用いるべきである。その理由はこれまでに述べたとおりであるが、拡張論者の不当な言論支配の目論みに乗らないためである。

第2、近隣諸国の対日政策や歴史認識、在日外国人が渡日した経緯や日本社会との関わり等について、正当な論拠に基づく批判的言説は、いかなる意味においても「ヘイトスピーチ」に当たらないという姿勢を明確にしつつ、より多くの言説が積み重ねられることが望まれる。こうした姿勢と言説が、「ヘイトスピーチ」という語に呪術効果を纏わせることによって不当な言論支配を目論む拡張論者の意図を無効化する効果を持つ、と考えられるからである。

なおその際、一部の政治集団が示している、人格攻撃的・侮蔑的な表現を殊更に用いる姿勢とも、明確に一線を画することが求められよう。こうした表現は、拡張論者に論拠を与え、彼らの不当な言論支配を助長する効果しかもたらさない、と考えられるからである。こうした政治集団が形成されてきた経緯を解明することも、課題の一つとなるであろう。

注

- i この問題に関する筆者の見解を公にしたものとして、拙稿「2018年人権大会『新しい外国人労働者受け入れ制度を確立し、外国にルーツを持つ人々と共生する社会を構築することを求める宣言(案)』に対する反対意見」(法律新聞社刊『週刊法律新聞』令和2年1月24日号、同1月31日号)。
- ii もっとも法務省は「ヘイトスピーチ」という語を用いた啓発ポスターを使用し、同省のホームページでも「ヘイトスピーチ」の説明項目を設けている。ただその説明は一定の表現について、「一般にヘイトスピーチと呼ばれています」とするもので、定義がないばかりか、法務省自らが積極的な説明をしたものでもない。
- iii BRYAN A. GARNER ED. ©WEST, a Thomson business, p.1529
- iv フジ住宅訴訟の一審判決文は、同訴訟原告の支援団体(ヘイトハラスメント裁判を支える会)のホームページでダウンロードできる。
- v 同判決書pp.9-10
- vi 前掲p.14
- vii 前掲p.15
- viii 拙稿「1946年憲法体制と弁護士」(啓文社刊『日本國史学』14号)
- ix 日本弁護士連合会「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案の一部修正を求める会長声明」(同会ホームページに掲載)
- x 朝日新聞デジタル版2020年7月2日15時51分掲載記事「ヘイトめぐり、フジ住宅会長らに賠償判決 職場で文書」
- xi 「ヘイトハラスメント裁判を支える会」ホームページ